

## 狛江市地域活動団体認定基準

平成25年3月29日

市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、狛江市安心で安全なまちづくり基本条例（平成24年条例第18号。以下「基本条例」という。）第6条に規定する役割を果たしている地域活動団体を認定することにより、安心で安全なまちづくりの取組の活性化を図ることを目的とする。

(地域活動団体の認定)

第2条 基本条例第2条第2号に規定する安心で安全なまちづくりに関する地域活動団体のうち、認定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の申請に基づき、次の各号に該当した場合に市長が認定する。

- (1) 民主的かつ公平な組織運営を行っていること。
- (2) 年間を通じて継続的な活動を行っていること。
- (3) 宗教上、政治上の活動を行っていないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

(認定の申請)

第3条 申請団体は、狛江市地域活動団体認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が認める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

- (1) 団体の名称及び所在地
- (2) 代表者の氏名及び住所
- (3) 構成員の状況
- (4) 活動の内容
- (5) 次に掲げる内容を定めた規約
  - ア 組織体制及び役員を選出に關すること。
  - イ 事業運営等の決定手続に關すること。
  - ウ その他運営に關すること。
- (6) 次に掲げる運営の状況
  - ア 予算、決算、事業計画、事業報告に關すること。
  - イ その他団体運営の状況に關すること。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前条の規定に基づき認定の可否を決定し、狛江市地域活動団体（認定・不認定）決定通知書（第2号様式）により申請団体に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第4条 前条第2項の規定により認定された地域活動団体（以下「認定団体」という。）は、前条第1項第1号、第2号及び第5号の事項に変更があったときは、狛江市地域活動団体認定事項変更届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第5条 市長は、認定団体の運営の状況を確認した結果、第2条の各号に規定する認定の要件を欠いていると確認に至った場合、又は認定団体取消の申出があった場合には、

当該認定団体を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定に基づく認定の取消を行ったときは、狛江市地域活動団体認定取消通知書（第4号様式）により、当該認定団体に通知する。

（認定の記録及び公表）

第6条 市長は、第3条第2項に規定する認定及び前条の認定の取消を行ったときは、狛江市地域活動団体認定登録簿（第5号様式）にそれらの状況を記載し、公表するものとする。

（運営状況の報告）

第7条 認定団体は、第3条第1項第6号に規定する運営の状況を毎年度終了後2月以内に市長に報告しなければならない。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。